

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷																																												
発生日時	令和４年１０月８日　０６時４５分ごろ																																												
発生場所	三重県南伊勢町五ヶ所港 磯浦 ^{きざらうら} 港防波堤灯台から真方位２７９°　８４０ｍ付近 （概位　北緯３４°　１９．１′　　東経１３６°　３９．９′　）																																												
事故の概要	プレジャーボートあさき丸は、漂泊中、定置網に進入し、同定置網が損傷した。																																												
事故調査の経過	令和４年１１月２日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済																																												
事実情報																																													
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　あさき丸、４．０トン ＭＥ３－５２８０５（漁船登録番号）、個人所有 第２４３－４１８１５号（船舶検査済票の番号）																																												
乗組員等に関する情報	船長、一級小型																																												
負傷者	なし																																												
損傷	本船　なし 定置網　道網に破損																																												
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北西、風速　約１５ｍ/ｓ、視界　良好 海象：波高　約０．５ｍ、潮汐　下げ潮の中央期 本事故発生場所の北北東約３．４ｋｍ　に位置する南伊勢地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。 <table><tr><th rowspan="2">時刻 (時：分)</th><th colspan="2">平均</th><th colspan="2">最大瞬間</th></tr><tr><th>風速 (m/s)</th><th>風向</th><th>風速 (m/s)</th><th>風向</th></tr><tr><td>０５：５０</td><td>３．４</td><td>北北西</td><td>７．３</td><td>北北西</td></tr><tr><td>０６：００</td><td>３．９</td><td>北西</td><td>１０．８</td><td>北</td></tr><tr><td>０６：１０</td><td>２．６</td><td>北西</td><td>７．０</td><td>北西</td></tr><tr><td>０６：２０</td><td>２．８</td><td>北北西</td><td>７．６</td><td>北西</td></tr><tr><td>０６：３０</td><td>３．３</td><td>北</td><td>１０．８</td><td>北</td></tr><tr><td>０６：４０</td><td>２．７</td><td>北</td><td>９．３</td><td>北</td></tr><tr><td>０６：５０</td><td>３．５</td><td>北</td><td>１０．９</td><td>北北東</td></tr></table>	時刻 (時：分)	平均		最大瞬間		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	０５：５０	３．４	北北西	７．３	北北西	０６：００	３．９	北西	１０．８	北	０６：１０	２．６	北西	７．０	北西	０６：２０	２．８	北北西	７．６	北西	０６：３０	３．３	北	１０．８	北	０６：４０	２．７	北	９．３	北	０６：５０	３．５	北	１０．９	北北東
時刻 (時：分)	平均		最大瞬間																																										
	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																																									
０５：５０	３．４	北北西	７．３	北北西																																									
０６：００	３．９	北西	１０．８	北																																									
０６：１０	２．６	北西	７．０	北西																																									
０６：２０	２．８	北北西	７．６	北西																																									
０６：３０	３．３	北	１０．８	北																																									
０６：４０	２．７	北	９．３	北																																									
０６：５０	３．５	北	１０．９	北北東																																									
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、友人３人を乗せ、南伊勢町迫間浦 ^{はざまうら} 漁港を出航し、同町ソモ碕北方沖の釣り場において主機を中立運転とし、船首を東方に向けて漂泊して流し釣りをを行い、‘ソモ碕北方沖に																																												

	設置された小型定置網（共第１０８号）’（以下「本件定置網」という。）の黒いブイまで約５０ｍの距離に近づいたら潮上り（潮に流されたら魚礁上に戻る。）を行っていた。 本船は、船長が操縦台で約４回目の潮上りを行おうとした際、北西方からの突風を左舷船尾に受けて圧流され、後進をかけて船首方の本件定置網に接近しないよう回避を試みたが、本件定置網に進入し、本件定置網が損傷した。 船長は、船舶所有者を通じて本件定置網の所有者に本事故の発生を連絡するとともに、海上保安庁に通報した。 本船は、推進器に絡んだロープを来援した潜水士により切断され、自力で航行して南伊勢町所在の造船所に向かった。 船長は、本事故当時、五ヶ所港では時折風が強く吹く状況だったので、出航を控えるべきであったと本事故後に思った。 本船の喫水は、船首約０．１ｍ、船尾約１．０ｍであった。
分析	本船は、時折風が強く吹く状況下、漂泊中、流し釣りを続けていた際、北西方からの突風を受けたことから、圧流されて本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、時折風が強く吹く状況下、漂泊中、流し釣りを続けていた際、北西方からの突風を受けたため、圧流されて本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行中、風、風浪等が強くなるなどの天候悪化の予兆を認めた場合には、自船の耐航性を踏まえ速やかに帰航すること。